2018年度 政策・制度要請 埼玉県回答(9分野20項目)

回答評価 〇:前進 △:一部前進 ×:前進せず 今後の方向性 A:完了 B:継続・再検討 C:断念

○ - A : 完結

○-B:前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。 △-B:一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。

 $\triangle - C$: 一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。

×-B:新たな視点と切り口から再検討が必要。

×-C:現状では無理と判断。

○-A:3項目 ○-B:4項目 $\triangle - B : 6$ 項目 $\triangle - C : 2$ 項目 $\times - B : 4$ 項目 $\times - C : 0$ 項目

県 回 答 評価 • 方向性 要請項目

I. 総合経済・産業政策

- 1. 働き方改革を促進するため、働く人がいきいき と輝き、安心して働き続けられる企業を認定する 制度を創設すること。
- <要請の根拠>

第196回通常国会において働き方改革を推進する ための関係法律の整備に関する法律が成立した。企 業は、働く人の就業機会の拡大、職業生活の充実や 労働生産性の向上を促進し、働く人の意欲や能力を 最大限に発揮できるように働き方改革を推進して いかなければならない。

埼玉県は、働きやすい職場環境づくり、新たな取り

産業労働部ウーマノミクス課・雇用労働課・シニア活躍推進課

県では、男女がともにいきいきと働き続けられる職場環境づく りのため、フレックスタイムや短時間勤務制度など、仕事と育児・ 介護の両立に積極的に取り組む「多様な働き方実践企業」をこれしを得たものと考え までに2,745社認定しており、平成31年度末の累計3,000社を目標 | る。今後の検討状況 に、制度の更なる普及や企業の支援に取り組んでまいります。

また、シニアの活躍の場の拡大のため、「シニア活躍推進宣言企」いく。 業」の認定を行っており、さらに定年を廃止又は定年を70歳以上 に引き上げている場合には、「生涯現役実践企業(三つ星企業)」 としてワンランク上に位置付けて認定しています。来年度からは、 希望者全員の継続雇用の上限年齢を75歳以上に引き上げている企

 $\bigcirc -A$

本要請は、担当 部・課に充分に理解 を定期的に確認して

り組みを進める意欲ある企業の認定制度として、 「経営革新計画承認制度」「多様な働き方実践企業 認定制度」「シニア活躍推進宣言企業認定制度」を 設け、がんばる企業を応援している。

他方、熊本県では、働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業を「ブライト企業」として認定し、その優れた取り組みを広く周知することにより、県全体の労働環境や処遇の向上をはかるとともに、県内企業の労働力確保や若者の県内就職を促進している。

埼玉県においても、熊本県の「ブライト企業促進 事業」のような、従業員とその家族の満足度、地域 雇用や地域社会・地域経済への貢献、安定した経営 を行っている優良な企業を認定する制度を創設し、 働き方改革を促進することが必要である。

Ⅱ.雇用労働政策

1. 国、学校、特に労使団体等との連携を強化し、 私学を含むすべての高校生が労働法等をつうじ て、働く者の権利と義務、ワークルール、税や社 会保険の仕組みに関する基本的な知識を学ぶ機会 を拡充すること。

<要請の根拠>

若者の労働問題の発生や早期離職を食い止めるために、学生、若者が就職する前やアルバイトをする際に、働く者の権利と義務、ワークルール、社会保険の仕組み等に関する基礎的な知識を身につけておくことは極めて重要である。県内すべての高校

業も対象に追加して「働く年齢」の更なる拡大にも取り組んでまいります。

今年度は、働き方改革関連法の成立と併せて、企業の実情に応じた働き方改革を宣言してもらう「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」の認定も行いました。

ご指摘の「熊本県ブライト企業推進事業」は、業種平均を下回る離職率などの応募資格に基づき、熊本県が審査し、働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業を認定する制度で、企業経営者における従業員の労働環境や処遇の向上に対する意識改革を推進するだけでなく、求職者が企業を選ぶ際の重要な手がかりにもなっていると聞いています。

今後も、他の都道府県における同様の制度を研究し、現行の認 定制度を見直すなどより良い職場環境づくり推進のための効果的 な方法を検討していきます。

産業労働部雇用労働課

県では、若者の労働問題に対応するため、埼玉労働局や埼玉弁護士会、埼玉県社会保険労務士会等の関係機関、連合埼玉にも参加いただき埼玉県若者労働連携会議を開催し、意見交換を行っています。

また、高校や専修各種学校、大学等で労働法の基礎知識を伝える「出前労働講座」を開催し、私立高校からの依頼にも対応しています。

さらに、労働に関する基本的知識や話題などをツイッターやフェイスブックで発信することで、労働に関する情報提供に努めています。

$\times - B$

私学に向けた取り 組みが、資料の配布 に留まっているこ と、高校教育の場で は現状以上の対応が 困難であること、の 2点を確認した。

若年層への教育機 会の提供は重要であ り、取組みを推進す

要請項目	県 回 答	評価・方向性
生が労働法等の学習をつうじて上記内容を学べる	総務部 学事課	る必要はあるが、こ
よう、十分な時間を確保し、学習内容を充実させる	厚生労働省が作成した「授業において労働法等の扱いを促進す	の要請内容では進展
必要がある。	るために教員向けの授業事例集」を全私立高等学校へ配付し、生	
	徒の理解を深めるための支援を行っております。	る。
	また、県産業労働部雇用労働課が作成した「若者向け労働基本	
	小冊子」を全私立高等校の最高学年の生徒全員に配付し、働くと	
	きのルールや相談窓口等についても生徒が活用できるよう支援しております。	
	くわりょり。 今後とも、私立高校につきましても、生徒が労働に関する法や	
	制度について関心を持って学習できるよう支援してまいります。	
	教育局高校教育指導課	
	高校を卒業する生徒にとって、労働基準法や労働に関する基本	
	的な制度、税や社会保険の仕組みを学ぶことは、重要であると考	
	えております。	
	県立高等学校では、このような内容を公民科の現代社会や政治	
	経済の授業で学ぶとともに、家庭科の授業においても、税や社会	
	保障の仕組みを取り上げるなど、様々な場面で取り組んでいると	
	ころでございます。	
	また、外部講師を活用した労働、税や社会保障に関する講演会や出前講座を実施したり、労働問題などを相談できる窓口の利用	
	などについて学習している学校もございます。	
	今後も、関係部局と連携して、このような取組を進めてまいり	
	ます。	
2. 働き方改革におけるパワーハラスメント防止対	県民生活部消費生活課	\triangle – B
策強化の一環として、官民問わず問題となってい	店の従業員に非常識な要求をしたり、高圧的な態度で接したり	
る、顧客・取引先による暴力・暴言や一般常識を	する消費者の悪質クレームが問題となっています。	ど事業者向けの取り
超えた不当な要求行為等といった悪質クレームの	場合によってはクレームがエスカレートして、従業員の安全な	., , ,
防止・撲滅にむけ関連部門の連携による啓発活動	就労環境を脅かすような悪質や要求や態度に変わることもありま	の評価ができる。一

と市民教育を実施すること。

<要請の根拠>

顧客・取引先からの苦情については適切に対処される必要があるものの、人格を否定する暴言や同じ内容を何回も繰り返すクレーム、長時間拘束や土下座による謝罪の要求、威嚇・居座りなど、明らかに一般常識を超えた、いわゆる悪質クレーム(迷惑行為)が深刻な問題になっている。このような悪質なクレームは働くものに大きなストレスを与え、販売機会等のロスや、サービスの質の低下、その対応のためのコスト増により生産性の低下を招く。

こうした著しい迷惑行為については、事業主が 労働者の安全に配慮するため何かしらの対応が必 要であるが、事業主から顧客・取引先への直接的な 措置を講じることは難しいため、その防止と撲滅の ためには関連部門が連携した啓発活動や、倫理的な 行動をもとめる市民教育の実施が必要である。 す。

それは決して許されるものではなく、消費者は冷静にクレーム いては、消費者トラを伝える必要があります。 ブル対策に留まって

一方、商品やサービスの購入におきまして不都合があった場合、 消費者が交換や取消などを求めることは正当な権利として認めら れています。

県では、従業員と消費者がお互いの立場を尊重できるような自立した消費者の育成が重要と考えています。

県民の方には消費生活講座や「彩の国くらしレポート」などの 広報紙により、消費者トラブル事例とその対策について情報提供 を行っています。

また、小中高の児童や生徒に対する消費者教育の充実を図るため、教職員を対象としたセミナーを実施しています。

引き続き、県では消費者が自ら進んで消費生活に関する知識を修得し、適切な行動がとれるよう消費者教育を充実していきます。

産業労働部雇用労働課

パワハラ・セクハラなど組織内のハラスメントについては、ハラスメント防止をテーマとした労働セミナーの開催や県HPによるPRにより事業者向けに対策の周知を行っています。

顧客・取引先による悪質クレームは、ハラスメントのひとつと 考えられますが、その発生原因が組織外であり、相手方が顧客や 取引先であることが対策を困難にしていると考えられます。

対策としては、悪質クレームに対する事業者の対応が重要ですが、具体的には、

- ①悪質クレーム対応を従業員任せにせず組織的対応を徹底すること
- ②対応のマニュアルを作成し、組織内で周知すること
- ③従業員向けのクレーム対応研修を実施することがポイントであると考えています。

方、消費者教育については、消費者トラブル対策に留まっており進展がない。今後再要請を検討する

要請項目	県 回 答	評価・方向性
	今年度は、ハラスメント対策の一つとして悪質クレーム対策を テーマとした労働セミナーを開催しました。今後も、事業所にお	
	ける対策を支援するとともに、県HP等によりその対策の重要性	
	のPRを推進してまいります。	
│Ⅲ. 福祉・社会保障政策 │1. 認知症の方を受け入れ、支える体制をつくるた	 福祉部地域包括ケア課	×-B
め、警察が中心となり、警察からの認知症の方の	福祉部では、認知症による徘徊などで行方不明となった高齢者	認知症の方が行方
行方不明情報をもとに消防・学校・タクシー会社・	を発見するため、平成26年に県内全市町村が参加する「埼玉県徘	不明のなったとき早
コンビニや商店などが地域社会全体で情報伝達を	徊高齢者等SOSネットワーク」を整備しました。	期に発見できるよう
おこない、認知症の方が行方不明になったときの 連携ネットワークを構築すること。	これは、認知症高齢者が行方不明になった場合、家族等が市町 村に行方不明者の写真や特徴を届けると、県内全市町村が情報を	ネットワークを構築 していることは一定
<要請の根拠>	共有するシステムです。情報を受け取った市町村は、それぞれが	の評価をする。今後
警察庁が発表した資料によると、2016年中に認知	構築する徘徊SOSネットワークへと情報提供を行います。家族	は、学校をふくめた
症が原因で行方不明になったとして家族から届け	等の希望により、他都道府県にも調査依頼を広げることができま	地域で支える体制については、市町村要
出があった人数は、15,432人にのぼる。警察が届け 出を受理した行方不明者の数は、ここ数年は8万人	│ す。 │ また、県内市町村での「徘徊高齢者対応模擬訓練」の実施を推	ういては、巾町村安 請を検討していく。
台で推移しているが、認知症による行方不明者数は	進し、徘徊高齢者を発見したときの対応方法を学ぶ機会をつくっ	
2013年以降1万人を超え、全体の2割近くが認知症患	ています。	
者で占めていることになる。	県警本部生活安全部人身安全対策課	
認知症の方を介護する家族の負担は大きく、到 底、24時間見守ることなど難しいものの、裁判では	ご指摘の件については、埼玉県(福祉部地域包括ケア課)が中 心となって、認知症による徘徊などで行方不明となった方々を発	

しています。

見するために「埼玉県徘徊高齢者等SOSネットワーク」を構築

同ネットワークは、認知症により行方不明になった方々の情報

県警は、同ネットワークに平成26年から参加しており、各警察署から直接、管轄の市町村に行方不明者の情報を提供しています。

を、参画する市町村が共有するシステムになっています。

徘徊による道路や線路内での事故の責任を介護す

る家族が問われるケースも出ているため、福岡県大

牟田市のように地域で見守り、支える制度が構築さ

れるよう県や警察が市町村と連携を進めていく必

要がある。

とで各事業所のケアプラン、ケアマネジメントの質 を高める観点から、居宅介護支援事業所における管 理者は主任ケアマネジャーであることが要件とさ れた。この要件は、2021年3月までを経過措置期間 としており、その要件を満たさなければ指定取り消 しという厳しい見直しである。

現在の主任ケアマネジャーは埼玉県では約 2,800人であり、居宅介護支援事業所数の約二千弱 事業所より充足はしているが、今後ますますニーズ が高まってくると思われる。しかし、主任ケアマネ ジャー研修の研修受講料は埼玉県4万9千円(全国平 均約4万3千円)、5年毎の更新研修受講料は埼玉県4 万6千円(全国平均約3万4千円)となっており、一定 の条件を満たしている場合の埼玉県補助金1万円を 差し引いても、受講生にとってはかなりの負担とな っている。

民間団体の調査でも、研修費用に関しては、個 人の資格であるため各々が自己負担で受講してい

また、研修費用の補助金を拡大することについては、本県の補しい人を出さないため 助金助成後の受講料の額は首都圏の一都三県で最も安い額になっ ておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

<参考>【近県の受講料の比較】(円)

	主任研修	主任更新研修
埼玉県	49, 000	46, 000
(軽減後)	39, 000	36, 000
東京都	52, 600	38, 000
神奈川県	50, 000	40, 000
千葉県	57, 000	47, 000

めに、別の視点も加 味し再要請を検討し たい。

要請項目	県 回 答	評価・方向性
る場合が多い。主任ケアマネジャーの取得や更新を 躊躇する人が増えると、ケアプランを作成してもら えないがゆえに介護サービスの利用ができなくな る高齢者の増加が予想される。こうしたことがない よう、県として研修会の受講機会を十分確保するこ とと、補助金の拡大をする必要がある。	福祉部高齢者福祉課	\times – B
まれた場合、相談できる第三者機関を各市町村に設置するよう県がうながすこと。当面県内にモデル市町村を選定し財政支援をおこなうこと。 < 要請の根拠> 介護サービスに対する社会的ニーズが増大しているが、介護職員は依然として離職率が高い。介護職員と利用者、またその家族との関係や、事業所の介護の仕方と利用者の家族の要望がかみ合わず板ばさみ状態等が就業継続困難を招いている理由の一つと考えられる。本来、介護職員と利用者間のトラブルについては、事業所内での解決が望ましいが、実際には事業者が利用者の立場に立った運営をし、介護職員に責任を強いることもある。 今年度実施した民間団体のアンケートでも介護職員の28.8%が「利用者やその家族からセクハラを受けたことがある」となっており、被害を受けたことがある」となっており、被害を受けたことがある」となっており、被害を受けたことがある」となっており、被害を受けたことがある」となっており、被害を受けたことがある」となっており、被害を受けたされている。また相談しなかった職員のうち44.1%が「介護職は我慢するのが当然という風潮がある」「介護職は我慢するのが当然という風潮がある」「事業所が利用者への体裁しか考えていない」など	利用者やその御家族との間で発生したトラブルについては、事業者が介護サービスを提供する中で発生したものであり、介護職員個人が対応を考えるものではなく、事業者の責任において事業者として解決に向けた対応を講じるものであると考えます。 県財政が厳しいなか、モデル市町村を選定し財政支援を行うのは難しい面があります。 県としては、組織的な対応が確実に実践できるようにするため、毎年度実施している事業所の責任者や管理者を対象とした会議において、組織的対応の必要性を指導してまいります。 なお、厚生労働省では、利用者等からのセクハラ等に対して事業者が自主的に解決するため、介護事業者向けの対策マニュアルを作成すると聞いております。 こうしたマニュアルを活用し、ハラスメント対策の研修を実施してまいります。	厚生労働省ニュと 原生労働省ニュと でおます。 ではるでは、 でいでいででででででででででででででででででででででででででででででででで

要請項目 県 回 答 評価 • 方向性 と回答している。 介護人材不足が深刻化する中で、この問題を解決 するためにも、埼玉県として当面、埼玉県高齢者支 援計画に定める老人福祉圏域の10圏域ごとにモデ ル市町村を設定し財政支援をすることで、各市町村 に相談窓口設置を推進していく必要がある。 4. 介護保険施設などでの身体拘束や虐待を根絶す 福祉部高齢者福祉課 \bigcirc – B るため、身体拘束廃止委員会ならびに虐待防止委 平成30年度の介護保険法の改正に伴い、介護保険施設等におい 2018年4月以降に 員会の各施設における設置を指定要件に加える て身体拘束廃止に係る委員会の設置が強化されたところです。平 新たな基準に基づく こと。また、介護保険適用外の施設における身体 成30年4月1日以降、6月末日までに委員会を開催するとともに、最 体制が整っていない 拘束・虐待に対する行政指導を厳格化すること。 初の身体拘束廃止に係る委員会を開催するまでの3か月の間に指し場合は減算すること <要請の根拠> 針等を整備する規定になりました。それ以降、新たな基準に基づ についてその実効性 く体制が整っていない場合は身体拘束等を行っていたか否かに関している。 介護保険制度では、介護保険施設などのサービス 提供にあたりベッドや車椅子にしばりつけるなど わらず、身体拘束廃止未実施減算として、指定居宅サービス介護 また介護保険適用 の身体の自由を奪う「身体拘束」が「緊急やむを得 給付費単位数表等に定める所定単位数の100分の10に相当する単 外の施設においても 位数を所定単位数から減算することになりました。 ない場合」を除き禁止されている。しかし民間団体 実態を確認し、再度 の調査によると、介護相談員が虐待や身体拘束と判 身体拘束を事故防止対策として安易に正当化することなく、高│要請をおこなうかを 断できる不適切なケア(グレーゾーン)を目撃した 齢者の立場になり、その人権を保障しつつケアを行うという基本人検討する。

ことがあるとの回答が33.1%にのぼったとの報告 がある。身体拘束は適切であったとしても、体の自 由を奪うことから人権侵害になりかねない。また高 齢者は体を動かせなくなるため、身体機能が下がっ てしまい、寝たきりにつながってしまう可能性もあ る。

身体拘束を事故防止対策として安易に正当化す ることなく、高齢者の立場になり、その人権を保障 しつつケアを行うという基本姿勢の下で、介護を必 要とする高齢者の自立の支援に向けたサービス提 姿勢は、介護を必要とする高齢者の自立の支援に向けたサービス

なお、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の 介護保険適用外の施設については、県が定める有料老人ホーム設 置運営指導針に基づき、今後も引き続き身体拘束や高齢者虐待に ついて指導してまいります。

提供を行うため、必要なことですので適正に指導してまいります。

要請項目	県 回 答	評価・方向性
要 請 項 目 供を行うため、身体拘束廃止に向けた取組を積極的におこなっていく委員会を設置することが必要である。 IV. 消費者政策 1. 高齢者の消費者被害を防止するために、「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」が早期に全市町村に設置されるよう促し、見守りネットワークの活動を積極的に支援すること。 <要請の根拠> 消費者安全法の改正により、人口5万人以上の全市町村での「消費者安全確保地域協議会」の設置が政策目標に定められたが、埼玉県においては平成30年4月現在、11市町での設置に留まっている。高齢者の消費者被害を未然に防止するためには、高齢者と日々接する機会の多い方々が高齢者等の消費生活上の安全に常に気を配り、異変を察知したときは消費生活センター等の関係機関に適切につなぐなど地域での見守る体制の構築が必要である。また、	 県民生活部消費生活課 高齢者の消費者被害を防止するためには、市町村の消費部門や福祉部門をはじめ、地域包括支援センター、民生委員などで構成する「消費者安全確保地域協議会」の設置が大変有効であると考えています。 県では、地域協議会設置に向け、消費部門と福祉部門との定期的な情報交換や、福祉関係者が高齢者宅を訪問する際に消費者被害の注意喚起の声かけやチラシ配布などが行えるよう、市町村にお願いしています。 また、市町村と民生委員、地域包括支援センターなどの連携を図るため、「高齢者の消費者被害防止フォーラム」を開催しています。 このフォーラムでは、高齢者が被害に遭いやすい悪質商法の手 	評価・方向性 一B 要請の取り組みにがある。今後は、表別のでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、
埼玉県は全国一のスピードで高齢化が進むと見込まれていることからも、早期に全市町村に「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の設置を促し、未然に高齢者の消費者被害を防ぐための見守りネットワーク活動を積極的に支援することが必要である。	口や福祉関係者が消費部門と協力して被害を防いだ事例を取り上げるなどし、連携強化して地域協議会を設置する効果を紹介しています。 今後も、県は市町村や関係機関と連携・協力し、地域協議会が早期に全市町村に設置できるよう支援していきます。	

V. 防災·減災政策

1. 学校および通学路におけるブロック塀倒壊等に 対する安全対策を早急におこなうこと、また、対 策が必要なブロック塀の撤去・改修のための助成 制度を創設すること。

<要請の根拠>

大阪府北部を震源とする地震により、小学校にあった建築基準法違反のブロック塀が倒壊し、児童がその下敷きになり亡くなる痛ましい事故が発生した。学校ならびに通学路における安全対策を早急におこなう必要がある。埼玉県では県立学校および市町村立小中学校におけるブロック塀等について目視などによる緊急の簡易調査をおこなっているが、より詳細な確認をおこない、早急に対策を進める必要がある。

また、埼玉県では安全性の確保、緑化の推進を 目的に、ブロック塀から生垣への転換に関しては20 の市町で助成制度があり、その内ブロック塀の撤去 も助成対象としているのは12市町となっている。

しかしながら、危険なブロック塀の撤去・改修を目的とした助成制度を創設しているのは、志木市、戸田市の2市のみであり、安全対策を早急に進めるためにも、県内全市町村で利用可能な助成制度の創設が必要である。

Ⅵ. 環境・エネルギー政策

1. 温室効果ガス排出削減に向けた市民の環境意識

都市整備部建築安全課

大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、志木 市や戸田市のように、県内の市町村においてもブロック塀の撤去 や改修を目的とした助成制度を創設する動きや創設を検討してい るとの相談をいただいております。

また、国では、既存の交付金による支援制度のほか、耐震改修 促進計画などに位置付けられた通学路等沿道のブロック塀に対す る補助制度を平成30年度二次補正予算より補助メニューに追加し ております。

県としては、国の動向など情報収集し、市町村が国の交付金等を活用してブロック塀の改修等に対する助成制度を創設できるよう、市町村を支援してまいりますとともに、制度の創設・拡充を働きかけてまいります。

教育局財務課

事故発生後速やかに、県内の公立学校すべてに対し、ブロック 塀等を含む施設の適切な維持管理の徹底について要請いたしまし た。

安全対策につきましては、文部科学省実施の「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査」を通じて、県内の公立学校すべてにおいて注意喚起の張り紙やカラーコーンの設置などの応急対策が行われていることを確認しております。

現在、ブロック塀等の撤去や補強などを順次進めるとともに、 早期に対策が完了するよう、国に対して必要な財源の確保と補助 制度の拡充について要望しております。

環境部温暖化対策課・エネルギー環境課

 $\triangle - C$

全市町村での助成制 度の必要性は理解されるものの、県としての財政的な補助制度の設立について言及されていない。

 \bigcirc – B

を向上させるため、市民に十分な広報・啓発を県 と市町村とで連携して行うとともに、オフィスや 生活における節電・省エネの推進や技術の導入を 支援し、家庭・地域・職域での環境問題への取り 組みを強化すること。

<要請の根拠>

埼玉県では、地球温暖化対策推進として、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」を定め、2020年に温室効果ガス排出量の削減目標として2005年度比で需要側の21%削減を目標としている。実行計画に基づき、エコライフ推進、エコタウンプロジェクトなど全国でも先進的な取り組みを進めており、2015年度の温室効果ガス排出量は13%削減となっている。

しかし、部門別にみると、家庭部門での削減は 進捗が鈍く、これまで以上に取り組みを強化する必要がある。家庭部門での取り組みの強化にあたって は県民の環境意識の向上が必須であり、そのために は、県と市町村が連携した広報・啓発活動が必要で ある。また、さらなる温室効果ガス削減のためには 節電・省エネ推進や技術の導入が必要であり、オフィスや家庭でのLED買い換えのための補助金など、 具体的な支援について取り組む必要がある。 既に以下の取組を行っているが、今後も県内市町村との連携を 深め、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を強化していく。 (現在の取組)

要請1 市町村と連携した広報・啓発について

○ライフスタイルキャンペーンの実施

クールビスやウォームビズ等環境に配慮したライフススタイル の実践について、市町村とともに呼びかけを実施している。(九 都県市においても一斉に実施)

○エコライフDAYの実施

チェックシートを用いて1日省エネ生活に取り組む「エコライフDAY」について、市町村や学校、企業等の団体と連携して実施している。(平成29年度夏約47万人、平成29年度冬約43万人、合計約90万人参加)

○地球温暖化防止活動推進員制度

県が「地球温暖化防止活動推進員」を委嘱し、各地域で温暖化防止活動の普及啓発を行うとともに県や市町村が実施する事業に協力いただいている。(42市町162人)

要請2 節電・省エネの推進や技術の導入支援について

○住宅用省エネ設備導入支援事業補助

家庭用燃料電池(エネファーム)や住宅用蓄電池などの住宅用省 エネ設備を導入する県民に対し、補助を行った。(平成30年度の 補助実績991件)

平成31年度も家庭用燃料電池(エネファーム)や住宅用蓄電池などの住宅用省エネ設備を導入する県民に対し、補助を行う。

○ C O 2排出削減設備導入支援等

中小企業への省エネ設備投資への補助等を実施している。 (平成29年度53件、平成30年度74件)

○目標設定型排出量取引制度

県が目標削減率を定め、対象事業所に設備の省エネ化や運用の改

県内市町村との積極 的な連携もはかられ ているが、温室効果 ガス排出削減にむけ た取り組みは継続し ていくことが重要の 向についても注目し ていく。

要請項目	県 回 答	評価・方向性
要 請 項 目 WI. 交通政策 1. 運転免許証自主返納等により、移動手段を持た ない高齢者が増加してきていることをふまえ、以 下の施策を講ずること。 (1)高齢者の身体的負担、経済的負担に配慮した	県 回 答 善などCO2の排出削減に努めていただいている。 (第1計画期間(H23~26)で工場6%、業務ビル8%の目標に対し 22%の大幅削減、合計780万t-CO2削減) 企画財政部交通政策課 今後、急速な高齢化の進展に伴い、移動手段のない高齢者の増加が見込まれており、公共交通の確保・充実は重要な課題となっています。	○-B高齢者の移動手段確保が重要であることは認識されてお
************************************	市町村では、地域公共交通会議などを設置し、コミュニティバスやデマンド交通などの手法を活用して公共交通の確保に取り組んでいます。 県としては、これらの会議に積極的に参加し、他市町村の取組などの情報提供や助言を行い、支援してまいります。 また、市町村を対象とした研修会などを開催し、国の補助制度や他県の先進事例の紹介などを行ってまいります。 さらに、平成31年度からは、地域公共交通の確保・充実を図るため、コミュニティバスやデマンド交通の導入、また、コミュニティバスの乗入れなど複数市町村が連携した取組を支援してまいります。 県としては、今後の高齢化の進展を踏まえ、引き続き公共交通の確保・充実に努めてまいります。	り、市町村の連携をはかるための会議をできるの開催があるの開催がある。一个後、県の取組をできる。一个では、東西では、東西では、東西では、東西では、東西では、東西では、東西では、東西

Ⅷ.教育・子育て政策

1.3年連続(2015~2017年)埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」で言及された、教職員の勤務時間の把握、負担軽減に向けた対策、全ての学校で対策を進め、教職員がワークライフバランスのとれた働き方ができ、それぞれが持っている能力を発揮し、いきいきと児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作ること。

<要請の根拠>

埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」によると2015年には「教育職員の勤務状況の把握」、2016年には「教職員の勤務の負担軽減に向けた対策」、2017年度には「負担軽減に向けた取り組みがすべての学校現場で行き渡り、定着するよう徹底」するように記載がある。また、2017年4月に文部科学省が発表した「教員勤務実態調査」でも中学教諭の約6割が、厚生労働省の「過労死ライン」(残業が月80時間超)に該当する長時間労働であることから、教職員の負担軽減対策を進め、児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作ることは喫緊の課題である。

教育局県立学校人事課

県教育委員会では、負担軽減検討委員会がまとめた報告書に基づき、各課が負担軽減の方策に取り組んでおりますが、人事委員会から県議会議長及び知事に対して行われた「職員の給与等に関する報告、勧告及び意見」において、学校現場における教育職員の勤務状況の適切な把握と負担軽減について言及されたことを踏まえ、平成28年度から、個々の教職員の出勤及び退勤時刻の記録簿を整備し、昨年1月に示された厚生労働省のガイドラインの趣旨を踏まえながら、しっかりと勤務状況の適切な把握を進めるよう、各学校を指導しているところです。在校時間の長時間化がうかがえる教職員との面接に活用するなど、教職員の健康管理、働き方の見直しにより一層努め、実効性のある負担軽減対策に取り組むよう、引き続き管理職を指導してまいります。

なお、2月定例会において、県立学校に客観的な記録の把握を行 うための勤務管理システムの導入を予算案として上程しました が、附帯決議により、予算執行ができない状況です。

平成27年度から、一人一人が働き方を見直し、仕事に対する意識改革を図ることを目的に、全ての県立学校で、毎月給与支給日に定時退勤を奨励する「ふれあいデー」に取り組んでおります。この取組を実効性あるものとするために、設定日の翌日に学校行事を入れない工夫や、全校集会、保護者会、リーフレット等の配付などで周知を行うよう、引き続き管理職を指導してまいります。

平成29年度からは、各課が学校を対象とした調査を実施する際、 学校が回答に要する時間を2割削減することを目標とし、各課で 各々の調査等について負担軽減の観点から精査を行い、県全体と して、平成30年度は平成28年度比15.1%減となりました。来年度 以降も、引き続き、取り組んでまいります。

また、県教育委員会では現在、「学校における働き方改革推進委

$\triangle - B$

 県 回 答	評価・方向性
員会」を設置し、県としての「学校における働き方改革基本方針」	
の策定を進めているところです。	
いきいきとした職場環境づくりには、管理職のさらなる意識改	
革と、休暇を取得しやすい雰囲気づくりが大切であり、6月から9	
月をワーク・ライフ・バランス推進期間として、年次休暇、夏季	
休暇等の計画的な取得促進を図るよう指導しているところです。	
今後も引き続き、各学校において、個々の教職員の勤務状況の	
適切な把握並びに会議や行事の精選、校務分掌や委員会の抜本的	
な見直しを行うとともに、学校行事や会議の精選及び実施時期の	
工夫、事務の効率化等による学校全体のスリム化を図るなどで労	
働環境の整備を進めるよう、引き続き、管理職を指導してまいり	
ます。	
【参考】	
●『学校における負担軽減検討委員会報告書』に係る県立学校部・	
市町村支援部合同フォローアップ会議	
ノー会議デーなどの県立学校に対する各方策を把握・検証する	
とともに、検証結果を踏まえて、負担軽減策の検討や各課事業の	
精査を行っている。	
○平成30年度の具体的取組内容	
・平成30年9月…第1回フォローアップ会議(平成30年度に実施す	
る負担軽減策及び「ふれあいデー」支援策の進捗状況確認など)	
・平成31年2月…第2回フォローアップ会議(平成30年度に実施す	
る負担軽減策及び「ふれあいデー」支援策の進捗状況確認など)	
・平成31年3月…県立学校における負担軽減の取組状況を通知	
●「ふれあいデー」の取組	
○平成27年1月14日付け教県第1006号「『ふれあいデー』の設定に	
ついて(通知)」	
○毎月21日(給与支給日)を「ふれあいデー」として設定し、定時	
退勤を奨励	

要請項目	県 回 答	評価・方向性
安請項目	県 回 答 ・管理職は、当日、全教職員に「ふれあいデー」を周知し、定時退勤の声掛けを ・勤務時間内に終了する打合せ等を除き、計画的な職員会議等は原則行わない ・大会前等の理由によりやむを得ず部活動を行う場合は、勤務時間内を目途とする(大会前等の理由による場合は、大会終了後に「ふれあいデー」を実施) ○平成28年4月校長会議県立学校人事課課長指示・連絡事項・全校集会、保護者会、配付物(学校だより等)などで周知○平成29年3月30日付け教県第1162号「ふれあいデーの効果的な取組について(通知)」・県教委の考え方を示したリーフレット等を、各校を通じて保護者、地域に配布 ●働き方改革推進委員会 ○「学校における働き方改革基本方針」の策定を行っている。・平成30年3月…第1回会議(設置)・平成30年6月…第2回会議・平成31年2月…第4回会議・平成31年2月…第4回会議・平成31年3月…第5回会議・平成31年3月…第5回会議・平成30年5月29日付け教県第162号「『ワーク・ライフ・バランス推進期間』の設定 ○平成30年5月29日付け教県第162号「『ワーク・ライフ・バランス推進期間』の設定について(通知)」 ○平成30年5月29日教県第156号「年次休暇、夏季休暇等の計画的使用の促進について(通知)」	評価・方向性
	教育局小中学校人事課 教職員の負担軽減を図っていくことは、県教育委員会として取り組まなければならない重要な課題であると認識しており、各市	

 県 回 答	評価・方向性
町村教育委員会に対して、在校時間の適正な把握をするとともに、	
負担軽減に向けた実効性のある取組をお願いしてきたところであ	
ります。	
平成28年2月には、教職員の勤務を管理する市町村教育委員会に	
対して、「教職員の負担軽減及び健康管理について」依頼する通知	
を発出いたしました。	
また、ワークライフバランスを推進し、教職員が自らの心身の	
リフレッシュや生活の安定を図るために、県として「ふれあいデ	
ー」を設定し、さいたま市を除く全ての小中学校で取り組むよう	
依頼しており、教職員が生き生きと児童生徒と向き合える一つの	
方策として推進しているところであります。	
さらに、8月には「サマーリフレッシュウィーク」を設定し、休	
暇の取得促進と健康の増進も図っております。	
昨年度からは、国の委託事業である「学校現場における業務改	
善加速事業」について、伊奈町を重点モデル地域として指定し、	
調査研究に取り組んでいます。	
今後も、県で行っている有識者等による「教員の働き方改革推	
進プロジェクト委員会」の意見を参考にしながら、伊奈町でのモ	
デル事業の取組や成果について、各市町村教育委員会へ丁寧に説	
明してまいります。	
平成30年2月9日には、文部科学事務次官より「学校における働	
き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及	
び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」の通知がありまし	
to.	
これまでも、教職員の負担軽減について取り組んできたところ	
ですが、教職員が意欲を持って授業や授業準備などの教育活動に	
専念できることが大切ですので、県としても、本通知を参考にし などう。 まだい こう まだな しこ ま またい またい こうま ままたい こうま ままれる こう	
ながら、実効性のある業務改善が一層進むよう、市町村教育委員	
会と連携し取り組んでまいります。	

要請項目	県 回 答	評価・方向性
	また、昨年の3月には、県教育局内に「学校における働き方改革 推進委員会」を立ち上げたところでありますが、現在、本推進委 員会で検討を重ね、県としての働き方改革に関する基本方針の策 定を進めているところであります。県の基本方針策定後は、この 方針をもとに、各市町村教育委員会が状況に応じて方針を策定す ることになりますので、各市町村教育委員会と連携を図りつつ、 働き方改革を一層推進してまいります。	
. 児童虐待防止対策として、以下の施策を講ずること。 (1) 児童相談所の体制強化として、 ・複雑・困難化する児童相談に対応するため、 児童福祉司および児童心理司を増員すること。 ・一時保護が必要な児童の増加に対応し得る、 一時保護所の拡充・整備および職員を増員すること。	福祉部こども安全課 児童福祉司については、児童虐待防止法が制定された平成12年度の75人から平成30年度には162人へと2.2倍に増員し、児童心理司については、同様に20人から48人へと2.4倍に増員するなど児童虐待防止に対応できる組織体制の強化に努めています。また、平成23年度から、児童福祉司の家庭訪問への同行や基本的な調査など補助的業務を行う非常勤職員を配置し、平成30年度には13人配置しています。さらに、平成25年度から、各児童相談所に虐待通告への初動体制の強化を図るため安全確認担当を新たに設置しているほか、警察官〇Bの職員を全ての児童相談所に2名ずつ配置しております。 一時保護所については、平成12年度において2か所定員60人から、平成17年に越谷児童相談所に、平成23年には南児童相談所の移転に併せ、それぞれ定員30人の一時保護所を新たに開設し、受入れできる定員を120人と倍増しました。また、入所している児童の学習支援を充実させるため、教員OBの職員を配置するなど、職員体制の強化も行っております。	△ B 一 B 一 B 一 B 一 で 増 を 、 に う は 一 増 か か な 相 の 強 と 、 に う は 一 増 か か な 相 の 強 と こ と 質 持合 は 断 護 い 、 か 引 ・ を 検 で し で 所 る 足 は き 一 把 討 で が わ る き 童 所 戦 を は き 一 把 討 に た 答 き 所 る 足 は き 一 把 討 は き に か り い で 所 る 足 は き 一 把 討 に か り な も こ り 判 続 時 握 し た と 業 数 容 い 定 と て 断 き 保 し た

要請項目	県 回 答	評価・方向性
	今後とも、児童虐待防止に適切に対応できるよう児童相談所の 体制強化に向け努力してまいります。	

(2)保護が必要な児童が他の自治体に移動しても、 他の児童相談所・自治体と円滑に情報を共有 し、切れ目のない相談・支援体制を確立するこ と。

(3) 保護された子どもの受け皿の充実・強化のため、里親制度の推進や児童養護施設等の整備をはかること。

<要請の根拠>

平成29年度における埼玉県内児童相談所の児童 虐待通告受付件数は1.3万件を超え、前年度に比べ 約1,750件増加、この5年間で約2.8倍となるととも に、相談内容が複雑・困難化しており、初期の段階 から適切に対応していくには、児童相談所の体制強 化等が急務となっている。

こうした中、国においては、「児童相談所強化プラン」を策定するとともに、児童福祉法等の一部改正を行い、児童相談所の体制や専門性の強化など児童虐待に関する対策の強化に向けた施策を講じてきた。しかしながら、東京都目黒区において、5歳(当時)の女児が保護者からの虐待により亡くなる

福祉部こども安全課

現在、支援が必要な児童のうち緊急性が高いものについては、他の自治体に転出した場合、原則、転出元の児童相談所職員が転出先の児童相談所に直接出向き、同行訪問や同席面接を行い、対面で引き継ぐこととしています。

また、それ以外のものについては、文書による引継ぎを行っています。

今後とも、こうした扱いを徹底することで、円滑に情報を共有 し、切れ目のない相談・支援を行っていきます。

福祉部こども安全課

本県では、平成23年に国が示した「社会的養護の課題と将来像」に基づき、平成27年3月に児童人口の将来推計及び各施設の整備計画を元に県推進計画を作成した。(県推進計画:埼玉県児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護推進のための計画)

この計画では、平成30年度には要保護児童を1,786人と見込み、 それに対する供給量を児童養護施設と乳児院の施設で1,585人、里 親とファミリーホームの里親等で409人、計1,994人と算定してい る。 (需要/供給量=89.6%)

実際には、平成30年度(4月1日時点)実績で要保護児童(需要数)は1,805人、供給量は施設(児童養護+乳児院)が1,614人、 里親等が437人、計2,051人である。(需要/供給量=88.0%)

平成30年4月1日時点の要保護児童数(需要数)は1,805人で計画需要数1,786を19人上回っていることから、現在、施設の定員の削減のペースを落として調整している状況にある。

現在、平成31年度末までに乳児院を2か所、35名分を整備する計

\bigcirc – A

要請のとおり、緊急性の高い児童については、職員が転出 先の児童相談所に直接出向き、対面で引き継いでいるとのことなので完結とする。

$\times - B$

という大変痛ましい事件が発生、政府は7月に関係 閣僚会議で、児童福祉司を2022年度までに約2,000 人増員することを柱とした緊急総合対策を決定し た。

今後、二度と子どもの命が失われる痛ましい事件 が繰り返されることがないよう、児童虐待防止対策 のさらなる強化をはかる必要がある。

3. 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の市町村での設置を促進すること。

<要請の根拠>

核家族世帯の割合が高い埼玉県において、孤立化しやすい妊産婦への取り組みとして「妊婦健診受診啓発」「産後うつケア」や「産後検診」など、妊娠・出産・育児の様々な相談にワンストップで対応し、安心して産み育てる環境を整備する必要がある。

画があり、国庫補助対象事業としているほか、里親が運営するファミリーホーム(定員6人)の開設を里親に働き掛けている。

平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、 平成30年7月に国から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」 が示された。策定要領では、家庭養育優先の原則を徹底するため、 里親等への委託推進や児童養護施設の小規模化、高機能化等を進 める方向性が明記された。

社会的養護が必要な児童の最善の利益の実現に向け、県の実情を踏まえた県推進計画の策定に取り組んでいく。

保健医療部健康長寿課

本県では、埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略において、 平成31年度までに全市町村で「子育て世代包括支援センター」を 設置することを目標として掲げています。

平成29年度までに36市町村が設置しており、今年度中にはさら に17市町が開設しました。

31年度までに全市町村が設置できるよう、さらなる働きかけや い。 情報提供を行ってまいります。

【参考】今後の子育て世代包括支援センターの設置見込み

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
市町村数	15	36 (21)	53 (17)	63 (10)
センター数	27	63 (36)	87 (24)	99 (12)

()内は新規開始の数

・平成30年度から実施(5市4町)越谷市、加須市、本庄市、春日部市、三郷市、伊奈町、

$\bigcirc -A$

埼玉県まち・ひと・しごと創生総合 戦略で、平成31年度 までに全市町村で設 置することが目標と の回答なので、実際 に設置されたかどう かを確認していきた い。

要請項目	県 回 答	評価・方向性
	吉見町、長瀞町、宮代町 ・平成30年度途中から実施予定(5市3町) 北本市、八潮市、蓮田市、吉川市、白岡市、嵐山町、神川町、 杉戸町 ・平成31年度から実施予定(3市7町) 羽生市、草加市、蕨市、滑川町、小川町、川島町、美里町、 上里町、寄居町、松伏町	
4. 待機児童解消に向け、引き続き県および市町村が連携し、より良い保育の質・環境を確保しつつ、保育所や認定こども園等の整備・拡充、企業内保育所の設置、幼稚園の延長保育などを進めること。 <要請の根拠> 2018年4月1日現在の県内の保育所等待機児童数は、対前年比294名増の1,552人。また、待機児童にカウントされていない、いわゆる「隠れ待機児童」は、待機児童の約3.7倍の5,785人いる。待機児童および隠れ待機児童の人数はまだまだ多いと言わざるをえない。そこで引き続き、利用者の多様化するニーズに対し多様な選択肢によりすべての子どもが希望する保育所や認定こども園に入所でき、よりよい保育環境を確保するための施策をおこなう必要がある。	福祉部少子政策課 県では、子育て支援や待機児童解消のため、保育所や認定こども園等の整備を進めております。 施設整備については、県予算から国直接の交付金・補助金に移行してきておりますが、必要とする施設整備が行えるよう、国に働き掛けてまいります。 産業労働部ウーマノミクス課 企業等が雇用する従業員の乳幼児を保育するために設置する企業内保育所に対し施設整備費・運営費の補助を実施し、設置を促進します。 さらに、県内企業が、国の助成制度である「企業主導型保育事業」を積極的に活用できるよう、説明会の開催や相談への対応を行い、その設置を促進してまいります。 総務部学事課 県では、教育時間終了後も引き続き幼稚園で子供を預かる「預かり保育」を実施している私立幼稚園に対する補助を実施しています。 平成31年度も、預かり保育を実施する幼稚園に対する補助を引き続き実施することにより、預かり保育制度の充実を図ってまいります。 ※参考	年継続して要請している項目ではあるが、今年度も保育サービスの受け入れ枠7000人分拡大する予算を計上するなど県の対策は理解する。

要請項目	県 回 答			評価・方向性
	預かり保育推進事業			
	平成 30 年度予算額	平成 31 年度予算額		
	545, 860	555, 010		
	教育局義務教育指導課			
	県教育局では、知事部局 の向上のため、年次研修等す。 な立幼稚園において教育 等に行う教育活動について ており、地域のニーズに応			
区. 人権・男女平等政策 1. 性的指向や性自認に関する差別を防止するため、以下の施策を講ずること。 (1) 医療をはじめとする公共サービスに従事する関係者の理解を促進し、医療機関等での差別的	保健医療部医療整備課 県では、医療法に基づき、		安全支援セン	△-B 「差別的取り扱

<要請の根拠>

社会全体で、性的指向や性自認(性同一性障害含む)に関する深刻な実態への認識が深まり、差別の解消が大きな課題となっている。性的指向や性自認によって、"パートナーに対する医療行為に「同意」できない""パートナーの介護のための介護休業を取得できない"などの差別的取り扱いを受けることがないよう、県が関係する公共サービスの現場職員の理解を促進していく必要がある。

取り扱いを解消するよう取り組むこと。

県では、医療法に基づき、医療安全相談窓口(医療安全支援センター)を医療整備課及び各保健所に設けて、患者さんや御家族等から寄せられた医療に関する相談や医療関係者への苦情等に対し、中立の立場から助言等を行っております。

その中で、御要請にあるような「性的指向や性自認などの理由 により差別的な取り扱いを受けた」など医療機関でのトラブルな どの御相談を承っています。

医療整備課で受けました「性的指向や性自認」に関しての御相談は、平成28年度は1件、平成29年度は2件、平成30年度(7月末)は0件となっております。

医療安全相談窓口(医療安全支援センター)として、強制力を持った命令などはできませんが、相談者の希望や相談内容によって

「差別的取り扱いを解消」する取り組みとなっているかどうか、回答からは判断できない。

医療機関など公共 サービスの場での実 態を確認し、今後の 取り組みを検討す る。

要請項目	県 回 答	評価・方向性
	は、当該医療機関に対して相談者の要望や苦情の声をお伝えしています。 医療機関に相談者からの苦情等を伝えることは、結果として、医療機関側に対し、「性的指向や性自認」の理解を深める機会になると考えておりますことから、引き続き取組を進めてまいります。 県民生活部人権推進課 県では、県職員と市町村職員のLGBT相談員やLGBTに携わる職員を対象に、性的指向や性自認に関する研修を実施しています。	
(2)性的指向や性自認(性同一性障害を含む)に関する正しい理解を進めるため、企業や一般向けの啓発活動を強化・推進すること。 <要請の根拠> 各種インフラや制度の整備を進めていく際に、各種制度が趣旨にそって正しく運用されるためには、県内全体の理解促進が非常に重要である。	県民生活部人権推進課 県が主催する企業人権担当者研修会において、「性的指向・性自認(性同一性障害を含む)」についてもテーマとしています。また、性的指向や性自認(性同一性障害を含む)に関する県民の理解を進めるための県民講座を開催しています。さらに、性的少数者に関する内容を掲載した啓発冊子を作成しております。この啓発冊子は県のホームページからダウンロードすることができます。 産業労働部雇用労働課 性的指向や性自認に関する企業における対応については、現在のところ、国による指針等は示されていませんが、行政における対応等が報道でも取り上げられ、差別を防止するための取組が課題になっていると認識しています。まずは、先進自治体の情報等を集め、全ての人が働きやすい職場環境づくりを目指し、性的指向や性自認に関する差別を防止するため、周知・啓発を進めていきます。	△-B 企業、県民への啓 発活動は、引き続き 充実させていく必要 があると考える。 今後の進捗を確認 していく。